

コロナワクチン被害者遺族【繋ぐ会】誹謗中傷に対する訴訟費用寄付金 収支報告

2025年2月

弁護士法人ライトハウス法律事務所

弁護士 青山雅幸

【収入の部】

寄付金	6,479,344 円
通帳利息	40 円
収入計 (A)	6,479,384 円

【支出の部】

1. 新型コロナワクチン接種後死亡者ご遺族や支援関係者への誹謗中傷に対する法的措置関係費用

(1) 予防接種健康被害救済制度認定遺族に対する誹謗中傷に関する発信者情報開示申立、示談交渉、訴訟費用 計 37 件分

着手金	3,367,000 円
実費	112,995 円
振込手数料	550 円
小計	3,480,545 円

(2) NPO 法人駆け込み寺 2020 及び NPO 法人駆け込み寺 2020 の遺族支援事業従事者に対する誹謗中傷に関する発信者情報開示申立、示談交渉、訴訟費用 計 19 件分

着手金	1,606,000 円
実費	192,687 円
小計	1,798,687 円

※なお上記 (1) (2) の成功報酬に関しては、現実に損害賠償が得られた場合のみ、得られた損害賠償金から徴収させていただいており、寄付金からは頂いておりません。

2. 一連の不公正なワクチン施策により多数の被害者を出した国の責任を追及するための準備費用

(1) NPO 法人駆け込み寺 2020 への協力金

協力金	1,000,000 円
振込手数料	1,100 円
小計	1,001,100 円

(2) ご遺族の行政への情報開示支援に係る事務費用 11,000 円

3. その他 (通帳手数料) 550 円

支出計 (B)	6,291,882 円
---------	-------------

差引残額 (A-B)	187,502 円
------------	-----------

なお、上記はすべて予防接種健康被害救済制度認定遺族、NPO 法人駆け込み寺 2020、及び NPO 法人駆け込み寺 2020 の遺族支援事業従事者へ寄せられたワクチン被害救済に関する誹謗中傷に対する争訟費用に充てられたものであり、私個人及びその他第三者への誹謗中傷に対する争訟費用には一切支出されておりません。